



青梅税務署の駐車場については、青梅税務署へお問い合わせください。

ご確認ください、医療費控除

平成25年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある方は、医療費控除として申告をすることで、所得から差し引くことができる場合があります。次の計算式から控除額をご確認いただき、必要な方は申告をしてください。

(計算例)			
平成25年中に支払った医療費の総額	保険金などで補填された金額	総所得の5% [最大10万円]	医療費控除額 [最高200万円]
補填された金額：次に掲げるものは、支払った医療費から差し引きます。			

○生命・損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払いを受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金など

○法令に基づき、医療費の支払いを給付原因として支給される給付金（療養費、出産育児一時金、高額療養費など）

○医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金、任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払いを受ける給付金

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

◎所得税・復興特別所得税（国税）の確定申告の日程・場所等

相談・受付日	受付時間 ※土・日・祝日は除きます	税務職員	税理士会	市職員	場所
2月 ① 3日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所第一棟2階
② 4日(火)～7日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎	○	
③ 10日(月)～17日(日)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
④ 18日(火)～26日(水)	午前9時～10時30分、午後1時～3時※1			◎	
⑤ 27日(木)～28日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月 ⑥ 3日(月)～17日(日)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	

※1: 午前の年金受給者及び給与所得者の相談は午前11時ごろまで

◎住民税（市・都民税）の申告の日程・場所等

【受付日時】 2月3日(月)～3月17日(日) 午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで） ※日・祝日及び土曜日の正午～午後1時を除く

【場所】 市役所1階4番課税課

◎青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	時間	場所
2月23日(日)	【受付時間】 午前8時30分～午後5時	青梅税務署（JR河辺駅下車徒歩6分）
3月2日(日)	【相談時間】 午前9時～午後5時	

◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。ただし、青梅税務署では、2月23日(日)・3月2日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。なお、当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っていません。

◆青梅税務署では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出の受付・納税を2月17日(日)から3月17日(日)まで行っています。

◆1月6日(月)から所得税の還付（医療費・住宅借入金等）の確定申告の相談・受付をしています。お早めに申告をお済ませください。

◆2月3日(月)から3月31日(日)までは青梅税務署の駐車場は使用できません（緊急車両及び身体障害者用車両は除きます）。

【問合せ】(所得税・復興特別所得税の確定申告) 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185、(市・都民税の申告) 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【交付方法】 午前8時30分から受付順で交付します。ただし、当日8時30分までに来庁した方が複数いる場合は、整理券を配布し、交付順番の抽選をし、順番にナンバーを交付します。

【その他】 新規登録の際には、希望により、一般ナンバープレートとオリジナルナンバープレートの選択ができます。また、現行ナンバープレートからオリジナルナンバープレートへの交換も可能です。

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

1月7日(火)から、オリジナルナンバープレート(原動機付自転車)の交付開始!

【その他】 新規登録の際には、希望により、一般ナンバープレートとオリジナルナンバープレートの選択ができます。また、現行ナンバープレートからオリジナルナンバープレートへの交換も可能です。

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

公売物件の一例



納税は 納期内で 元気な福生